電子取引データの保管に関する事務処理要綱

令和３年１２月２８日
公財世保発第７８５号

（目的）

第１条　この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、公益財団法人世田谷区保健センターにおいて行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、公益財団法人世田谷区保健センターの全ての役員及び職員（契約職員、非常勤職員、アルバイト及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

（電子取引の範囲）

第３条　公益財団法人世田谷区保健センターにおける電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

（１）電子メールを利用した請求書等の授受をおこなう場合
（２）インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（ＰＤＦファイル等）またはホームページ上に表示される請求書や領収書のスクリーンショットを利用する場合
（３）電子請求書や電子領収書の授受にかかるクラウドサービスを利用する場合
（４）クレジットカードの利用明細データ等を活用したクラウドサービスを利用する場合
（５）ネットバンキングを利用した振込処理をおこなう場合

（取引データの保存）

第４条　取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第５条に定めるデータについては、保存サーバ内に７年間保存する。

（対象となるデータ）

第５条　保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

（１）見積依頼情報
（２）見積回答情報
（３）発注情報
（４）発注請け情報
（５）納品情報
（６）支払情報
（７）請求情報

（運用体制）

第７条　保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

（１）管理責任者　事務局管理課長
（２）処理責任者　事務局管理課財団運営係長

（訂正削除の原則禁止）

第８条　保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

（訂正削除を行う場合）

第９条　業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」（第１号様式）に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

（１）申請日

（２）取引伝票番号

（３）取引件名

（４）取引先名

（５）訂正・削除日付

（６）訂正・削除内容

（７）訂正・削除理由

（８）処理担当者名

２　管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

３　管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

４　処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」（第２号様式）を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。

５　「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附　則

この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。